

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年度版

厚木市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、 農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的 かつ安定的な農業経営の指標	4
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、 農業を担う者の確保及び育成に関する事項	10
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	12
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	13
第 6	その他	25

関係書式等

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 厚木市は、神奈川県の中核部に位置し、豊かな自然環境の中、高度な知識と技術を活用した施設園芸、畜産等の「施設型農業」や露地野菜、果樹、水稻等の「土地利用型農業」が展開され、市民に新鮮で安全な農畜産物を安定的に供給している。

農業地域は、北西部の丘陵地帯と穏やかに開けた南東部の平坦地に区分され、水田地帯は、相模川を始めとした大小6河川の流域にあり、水田利用としての農道・用排水路等の土地基盤整備が図られている。

また、農業生産の基盤である農地は、都市の中の緑地空間、防災空間として生活環境保全の面からも大きな役割を果たしている。

今後は、都市近郊という立地条件を活かし、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図るとともに、消費者に生産者の顔が見える農業を推進するため、新鮮で安全な農畜産物の生産と大型直売所等における販売や学校給食への食材提供等を通じた地産地消を推進することで経営の安定向上を図る。また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に則し、引き続き、地域の秩序ある土地利用の確保に努めるとともに、鳥獣被害等への対策を推進するものとする。

2 厚木市の農業構造については、昭和43年の東名高速道路厚木インターチェンジの開設に伴い、首都圏西部の陸上交通の要衝として、農業経済に画期的な影響をもたらした。その後、急激な都市化の進展に伴い、都市基盤の整備がなされ、農家の兼業化が進んだ。

近年は、更に農家戸数の減少、兼業化が進むとともに、農業従事者の高齢化が進行している中で、厚木市の農業を支えている中核的な農家を始めとした多様な担い手が、それぞれの経営能力を十分発揮し、多様な都市農業を展開するとともに、定年帰農者や就農意欲のある者等の協力が必要とされてきている。

また、中山間地域においては、有害鳥獣及びヤマビルの被害による農業者個々の営農意欲に及ぼす影響が大きな懸念となっていたが、獣害防護柵の設置や地域住民によるサルの追い払い、草刈り等の実施による被害軽減効果が現れ始めている。

3 厚木市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標については、厚木市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえ、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり550万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、

また、これらの経営が厚木市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指すものとする。

- 4 厚木市は、将来の厚木市農業を担う若い農業経営者の意向等を考慮の上、農業者又は農業に関係する団体が、地域の農業の振興を図るための自主的な努力を助長し、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、厚木市は、厚木市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、厚木市農業協同組合（以下「農協」という。）、神奈川県農業技術センター（以下「県農業技術センター」という。）等関係機関が相互連携の下、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。また、望ましい経営を目指す農業者や農業団体等に対して、厚木市認定農業者支援センターが主体となり、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、個々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業により発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員や農協との連携による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下、両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

これらの農地の流動化については、各地域の実態に配慮しながら土地利用調整を展開して、集団化・連担化した農用地が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等の担い手に利用集積されるよう努めるものとする。

このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進するため、農協と連携を密にし、農地貸借や農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努めるものとする。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県農業技術センター等の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位の形成や組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っていることから、オペレーターの育成や農作業受委託の促進等により地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を促進する。

厚木市の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の保全や地域コミュニティの維持等を通じて、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても、認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、厚木市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

これらの取組みについては、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「地域計画」と整合が取られるよう推進する。また、市は、農業委員会・農協とともに3者で設置する厚木市都市農業支援センターにおいて、これら農業が抱える課題を総合的に検討し、解決に当たるものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした土地改良整備事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者に十分配慮し、事業の実施が農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行うものとする。

- 5 厚木市は、厚木市認定農業者支援センターにおいて、認定農業者又は認定新規就農者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を県農業技術センター等関係機関の協力を受けつつ行っていくものとする。

なお、農業経営改善計画又は青年等就農計画の期間を満了する認定農業者や認定新規就農者に対しては、効率的かつ安定的な農業経営を目指すものと想定できるため、厚木市認定農業者支援センター内の相談支援チームにより、当該計画の実践結果の点検と新たな計画作成の支援等を行うものとする。

4 温室鉢物	〈作付面積等〉 シクラメン等 0.15ha 〈経営面積〉 施設 0.15ha	〈資本装備〉 大型ガラス室 ビニールハウス 暖房・灌水施設 内装用カーテン装置 作業舎 蒸気消毒機 冷蔵庫 トラック 他		
5 鑑賞樹	〈作付面積等〉 苗木 0.4ha 養生樹 1.2ha 仕立 0.1ha 〈経営面積〉 畑 1.7ha	〈資本装備〉 ビニールハウス 小型ショベル 管理作業機 トラック 他		<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
6 落葉果樹 +水稲	〈作付面積等〉 ナシ等 0.8ha 水稲 1.0ha 〈経営面積〉 樹園地 0.8ha 水田 1.0ha	〈資本装備〉 トラクター 田植機 コンバイン 乾燥機 果樹棚 防鳥防虫ネット トレンチャー スピードスプレヤー 管理作業機 トラック 他	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 ・パソコン導入による経営管理、販売管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫、出荷に手間と時間を要するためパート雇用において労力の軽減を図る。 ・機械化による労働時間の短縮を図る。
7 水稲	〈作付面積等〉 水稲 7.0ha 〈経営面積〉 水田 7.0ha	〈資本装備〉 トラクター 田植機 コンバイン 乾燥機 トラック 耕うん機 他	<ul style="list-style-type: none"> ・生産履歴の記帳による生産情報の開示を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・機械化による労働時間の短縮を図る。

8 酪農	〈飼養頭数〉 経産 40 頭 育成 20 頭 〈経営面積〉 用地 0.4ha 飼料畑 0.8ha	〈資本装備〉 成牛舎 堆肥舎 サイロ 浄化槽 バンクリーナー バルククーラー パイプラインミルクカー フォレージハーベスター 他	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・パート雇用従事者の確保を図る。 ・機械化による労働時間の短縮を図る。
9 養豚	〈飼養頭数〉 繁殖雌豚 100 頭 種雄豚 15 頭 〈経営面積〉 用地 0.5ha	〈資本装備〉 分娩舎 休憩舎 肥育舎 燃料タンク 自動給餌機 浄化槽 コンポスト トラック 動力噴霧器 小型ショベル 他	
10 肉用牛	〈飼養頭数〉 肥育牛 120 頭 〈経営面積〉 用地 0.5ha	〈資本装備〉 牛舎 堆肥舎 飼料攪拌機 ダンプトラック ボブキャット 牛衝機 自動換気装置 他	

〔組織経営体〕

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 水 稲 +小 麦	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稲 15.0ha</p> <p>小麦 5.0ha</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>水田 15.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター</p> <p>田植機</p> <p>コンバイン</p> <p>乾燥機</p> <p>管理作業機</p> <p>トラック 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。 ・ 青色申告の実施 ・ パソコン導入による経営管理、販売管理を行う。 ・ 生産履歴の記帳による生産情報の開示を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料制の導入 ・ 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保。

2 直売型経営

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 露地野菜 全般	〈作付面積等〉 ナス、ネギ、大豆、 サトイモ等 1.2ha 〈経営面積〉 畑 1.0ha	〈資本装備〉 管理作業機 動力噴霧機 マニアスプレッダー トラック 共同直売施設 他		
2 露地野菜＋ 農産物加工	〈作付面積等〉 ナス、ネギ、大豆、 サトイモ等 0.2ha 〈経営面積〉 畑 1.0ha	〈資本装備〉 管理作業機 動力噴霧機 マニアスプレッダー トラック 共同直売施設 共同加工施設 他	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・販売の共同化	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・軽作業及び直売について、パート雇用従事者を確保
3 施設野菜	〈作付面積等〉 イチゴ、メロン、 トマト、キュウリ等 0.3ha 〈経営面積〉 施設 0.2ha	〈資本装備〉 ガラス室 ビニールハウス 自動カーテン 暖房機 管理作業機 トラック 共同直売施設 他	・青色申告の実施 ・パソコン導入による経営管理、販売管理を行う。	・機械化による労働時間の短縮を図る。
4 落葉果樹	〈作付面積等〉 ナシ等 0.8ha 〈経営面積〉 樹園地 0.8ha	〈資本装備〉 果樹棚 防鳥防虫ネット トレンチャー スピードスプレーヤー 管理作業機 トラック 共同直売施設 他	・生産履歴の記帳による生産情報の開示を推進する。	

第2の2 農業経営の規模、生産方法、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に厚木市で展開している優良事例を踏まえつつ、主な営農類型についてこれを示すと次のとおりとなる。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 露地野菜 全般	経営面積 50a (畑 50a) 〈作付面積〉 ほうれんそう 20a たまねぎ 5a ねぎ 5a えだまめ 5a だいこん 10a なす 5a ほか多品目	直売等を主体とした 少量多品目の周年栽 培 〈資本装備〉 トラクター 1台 パイプハウス 100㎡ 軽トラック 1台 動力噴霧器 小型管理機 ほか	第2の1に準じる。	第2の1に準じる。
2 露地野菜 + 果樹	経営面積 70a 〔 樹園地 40a 〕 〔 畑 30a 〕 〈作付面積〉 なし等 40a ほうれんそう 10a ブルーベリー 5a きゅうり 5a なす 5a ほか多品目	観光農園を主体とし た果樹と野菜の複合 経営 〈資本装備〉 トラクター 1台 軽トラック 1台 動力噴霧器 小型管理機 ほか	第2の1に準じる。	第2の1に準じる。

3 露地野菜 + 普通作	経営面積	100a	直売等を主体とした 野菜との複合経営 〈資本装備〉 トラクター 1台 軽トラック 1台 動力噴霧器 小型管理機 ほか ほか	第2の1に準じる。	第2の1に準じる。
	畑	50a			
	普通作	50a			
	〈作付面積〉				
	ほうれんそう	10a			
	きゅうり	5a			
	なす	5a			
	大豆	50a			
	麦	50a			
	ほか多品目				

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

厚木市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県農業技術センター、農協、厚木市都市農業支援センター等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事者の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、厚木市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

厚木市は、農協及び厚木市都市農業支援センターと連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希

望者が必要とする情報を収集・整理し、神奈川県等へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農協等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市町村の区域内において後継者がいない場合は、神奈川県及び農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承にむけて必要なサポートを行う。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

(1) 新規就農の現状

厚木市の令和4年度の新規就農者（新規参入希望法人及び新規参入法人を含む）は6人であり、過去数年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

前段に掲げる状況を踏まえ、厚木市は、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から3年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者（新規参入希望法人及び新規参入法人を含む）の確保・定着目標や神奈川県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、厚木市においては年間10人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

厚木市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働日数（主たる従事者1人あたり1,200時間（150日）以上）の水準を達成しつつ、農業経営開始から3年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（第1の3に示す効率的かつ安定的な農業経営を営む者の目標の35%以上の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得200万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

厚木市都市農業支援センターを相談・支援窓口とし、随時就農相談に対応し、就農希望者に対し、荒廃農地等の情報提供を行う。

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

厚木市都市農業支援センターが主体となって、営農指導員、農業委員、農業者団体等と連携・協力し、営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等

を共有しながら巡回指導を行う等、就農後の農業経営の支援を実施していく仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者（新規参入希望法人及び新規参入法人を含む）が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しのお話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画作成を促し、新規就農者育成総合対策（経営開始資金及び経営発展支援事業）や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や神奈川県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(5) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談、営農指導のフォローアップ等については、県農業技術センター、かながわ農業アカデミー、厚木市都市農業支援センター、農協等で行い、農地の確保等については、農業委員会、農地中間管理機構が行うなど、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

前記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

- ・効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標
割合	30%

- ・効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努め

るものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

厚木市の平坦部においては、水稻と果樹や施設園芸を中心とした複合経営が行われているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化を図ることが難しく、担い手の更なる規模拡大が停滞傾向にある。また、厚木市の中山間地域においては、有害鳥獣及びヤマビルの被害による営農意欲の低下等を起因とした荒廃農地の発生が増加傾向にあったが、獣害防護柵の設置や地域住民によるサル追い払い、草刈り等の実施による被害軽減効果が現れ始めている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進むとともに、後継者不足が顕著になっていくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成とそれらの者へ農地の利用集積を推進するため、具体的に次の施策・事業の実施を図っていく。

ア 農地流動化奨励金交付事業

イ 農地流動化推進活動

ウ 荒廃農地対策事業

(3) 関係団体等との連携体制

厚木市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農協、土地改良区等が連携して施策・事業等を実施する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

厚木市は、神奈川県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、厚木市農業の地域特性、すなわち、都市と共存した多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行等の特徴を十分踏ま

えて、次の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組むものとする。

厚木市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 利用権設定等促進事業
- (2) 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事業
- (3) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (4) 農作業の受委託を促進する事業
- (5) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- (6) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて、それぞれの地域で重点的に実施するものとする。

荒廃農地が多く存在する地域においては、荒廃した農地の復元を行うことで荒廃農地の解消に努めるとともに、全市的に担い手が効率的な生産を行えるように、利用権設定等促進事業の推進や土地区画の拡大を図ることで、経営耕地の集積を図るものとする。特に、農用地区域については、集団としての優良農地の確保に努めるものとする。

さらに、厚木市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努めるとともに、必要に応じて農用地利用改善団体が、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行うものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域の農繁期を可能な限り除いて設定することとし、開催に当たっては、インターネット等を利用して周知を図る。参加者については、農業者、農協、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農業政策課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランが作成されている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとする。市は、地域計画の策定に当たって、神奈川県・農業委員会・農地中間管理機構・農協・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

（ア）農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次のaからeまでに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、a、d及びeに掲げる要件のすべて。）を備えること。

a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

d その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者（農地法第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）たる構成員をいう。）がいること。

e 所有権の移転を受ける場合は、上記aからdまでに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

（イ）農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

イ 農用地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の（ア）のa及びbに掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、aに掲げる要件。）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で、利用権の設定等を受けることができるものとする。

ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第7条第1号又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に掲げる事業を実施する農地中間管理機構又

は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 厚木市長への確約書（参考様式1）の提出又は厚木市長との協定（参考様式2）の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が、同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 厚木市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 厚木市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

(ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

ア 厚木市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため、必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めるものとする。

イ 厚木市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。

この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに、当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めるものとする。

(5) 要請及び申出

ア 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出を基に、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、厚木市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 厚木市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農協は、別に定める様式により、農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

エ イからウに定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ア 厚木市は、(5) のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- イ 厚木市は、(5) のイからウの規定による農用地利用改善団体、農協又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ウ ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、厚木市は、農用地利用集積計画を定めることができるものとする。
- エ 厚木市は、農用地利用集積計画において、利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1) に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、カの(ウ)に掲げる事項については、(1) のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- イ アに規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積((1) のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)
- ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- エ アに規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- オ アに規定する者が、移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- カ アに規定する者が(1) のエに該当する者である場合には、次に掲げる事項

- (ア) その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- (イ) その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法施行規則（昭和27年10月20日農林省令第79号）第60条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
- (ウ) その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
- a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - b 原状回復の費用の負担者
 - c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - d 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - e その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

キ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

厚木市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

厚木市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)のアからカまでに掲げる事項を、厚木市役所の掲示場への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

厚木市が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）、又は所有権が移転する。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設

定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

厚木市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消等

ア 厚木市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)のエに規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(ア) その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

イ 厚木市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す。

(ア) (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)のエに規定する者が、その農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

(イ) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 厚木市は、②の規定による取り消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消に係る部分を厚木市役所の掲示場への掲示により公告する。

エ 厚木市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消に係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

3 農地中間管理機構が行う特例事業

(1) 厚木市は、特例事業を行う農地中間管理機構と連携して、特例事業の活用を図る。

(2) 厚木市、農業委員会、農協は、農地流動化の施策と連携を図るため、同機構に対し、情報提供、事業の協力を行う。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

厚木市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進する。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定める。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を厚木市に提出して、農用地利用規程について厚木市の認定を受けることができる。

イ 厚木市は、申請された農用地利用規程が、次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が、基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用規程の内容が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(ウ) (4) のアの (エ) に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 厚木市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を、厚木市役所の掲示場への掲示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5) のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規程により定める農用地利用規程においては、(4) のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 厚木市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について (5) のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が (5) のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) のアの認定をする。

(ア) イの (イ) に掲げる目標が、(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について、利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業

団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア (5) のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施する。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内に、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努める。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 厚木市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 厚木市は、(5) のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施について、県農業技術センター、農業委員会、農協、農地中間管理機構（公益社団法人神奈川県農業会議）等の指導、助言を求めてきたときは、厚木市都市農業支援センターを中心として、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農協が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

厚木市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上

で必要な条件の整備を図る。

ア 農協その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農協による農作業の受委託のあっせん等

農協は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努める。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

厚木市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組むとともに、意欲と能力のある者が、幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように、相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制及び給料制、ヘルパー制度の導入や機械化の導入、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを各農業者の意向に応じて整備を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

厚木市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮する。

ア 厚木市は、農業生産基盤の整備の推進に努め、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が、経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 厚木市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮する。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

厚木市は、農業関係団体を始め、県農業技術センター、農業委員会、農協等と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討し、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するため、関係者が一体となって合意の下に、効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地の利用集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会及び農協は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、厚木市認定農業者支援センターの下で相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、厚木市は、このような協力の推進に配慮する。

ウ 厚木市都市農業支援センターでの支援

厚木市、農業委員会、農協の3者が連携し、それぞれの専門性を活かし、新規就農相談窓口として、新規就農希望者に研修先や農地を紹介するとともに、就農後も、営農全般にわたってサポートするなど、新規就農者（新規参入希望法人及び新規参入法人を含む）の創出・定着へ向け支援するものとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1 この基本構想は、平成 7年2月28日から施行する。

附 則

2 この基本構想は、平成14年3月29日から施行する。

附 則

3 この基本構想は、平成19年2月19日から施行する。

附 則

4 この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

5 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

6 この基本構想は、令和5年9月1日から施行する。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
令和5年度版

発行 厚木市

編集 厚木市環境農政部農業政策課

〒243-8511

神奈川県厚木市中町3丁目17番17号

電話 (046)225-2800 (直通)